【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（軽油引取税：外）（地方税 18）
		②	上記以外の税目	ー
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 削岩機、動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利に限る）の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1kL につき 15,000 円（15 円／L）の課税を免除する。
				《要望の内容》 措置の適用期限を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。
				《関係条項》 地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 9 項
5	担当部局			経済産業省製造産業局素材産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 5 年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯			昭和 36 年度　創設 昭和 37 年度　拡充 ・「鉱物」に「砂利」を含める。 ・対象機械を「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。 昭和 46 年度　拡充 ・「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。 平成 21 年度　3 年間延長 平成 24 年度　3 年間延長 平成 27 年度　3 年間延長 平成 30 年度　3 年間延長 令和 2 年度　3 年間延長 令和 5 年度　3 年間延長
8	適用又は延長期間			3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～12 年 3 月 31 日）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、砕石（岩石を砕いたもの）を円滑に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設（民生需要）を円滑に

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>《政策目的の根拠》
砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材などに必要な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供等を求められることも増えてきている。
砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率 99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。
こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定と社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>7．中小企業の発展</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の円滑な供給を図る。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>中小企業比率が高く、下流産業に価格転嫁が難しい砂利採取業者等の経営の安定を図ることは、砂利等の円滑で低廉な供給と砂利採取業者等における経営の安定と雇用の維持に大きく寄与する。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>令和 5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th></tr>
<tr><td>適用件数（件）</td><td>1,834</td><td>1,753</td><td>1,753</td><td>1,753</td><td>1,753</td></tr>
<tr><td>適用数量（kl）</td><td>214,741</td><td>198,194</td><td>198,194</td><td>198,194</td><td>198,194</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】
出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実</td></tr>
</table>

		績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。令和 7 年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）
	② 適用額	（単位：百万円） 令和 5 / 6 / 7 / 8 / 9 適用額：6,893 / 6,362 / 6,362 / 6,362 / 6,362
		【算定根拠】 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。令和 7 年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）
	③ 減収額	（単位：百万円） 令和 5 / 6 / 7 / 8 / 9 減収額：6,893 / 6,362 / 6,362 / 6,362 / 6,362
		【算定根拠】 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。令和 7 年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）
	④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 中小企業が多い砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。 （従業者数） 令和 3 年度：12,293 人 令和 6 年度：12,391 人 出所：令和6年経済センサス-基礎調査　甲調査　企業等に関する集計
		《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 中小企業が多い砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。 （従業者数） 令和 3 年度：12,293 人 令和 6 年度：12,391 人 出所：令和6年経済センサス-基礎調査　甲調査　企業等に関する集計
		《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ー

		⑤	税収減を是認する理由等	鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることからも、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を実現できる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	ー
		③	地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑な供給と、中小企業者である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展にも寄与している。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 5 年 8 月